

出來の事實である。元より出産率には婚姻年齢の關係するところであるが、男子の婚期年齢は女子のそれと異り關係が薄いものである。而かも早婚は勢ひ夫婦關係繼續期間を長くする所それだけ妊娠率も増加する譯である。且つ晩婚した女子は比較的生兒が寡少である計りでなく、時に不妊に至ることが多いものである。然るに少女期に婚姻した者は妊娠可能の末期迄出産を續ける傾向が明である、かく反比的現象を呈する相關關係は奇である。

前項に於て敍したやうに本島婦人は早婚であり、かつ生活程度も未だ低く、それに乳幼兒死亡が高率であるから、第二の懷孕を早からしめ結局本島は多死多產の狀態を呈現すべき要約に歸着するのである。

1 妊孕の有無

保健調査地に於ける四十五歳以上の女子六、〇五九人につき、妊娠の有無を検せしに妊娠者は五、五九一人を算し九二%を占めてゐる。之を州廳別に観察すると高雄州は九九%の高率で各州廳中の首位を占め、臺南州は九六%にして之に亞てる。其の他の州廳は孰れも九三%以上を示してゐるが、出産率に在りても最低位であつた臺北州のみは獨り九割臺を割り八六%に過ぎない、そして全島平均位に達せぬのも唯臺北州のみであつた。

反面不妊者は四六八人であるから八%の低率である、その詳細を表示すると次表の通りである。

□ 妊孕の有無 (四十五歳以上の既婚女)

種 别	種 别						
	全 島	臺 北 州	新 竹 州	臺 中 州	臺 南 州	高 雄 州	澎 湖 廳
實 數	六〇九	一七一	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
妊娠者	五五二	一七一	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
百分比	九二%	九二%	九二%	九二%	九二%	九二%	九二%
不 妊 者	七七	一〇四	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三

更に妊娠率を内地に於ける農村と比較するに、本島農村は甚だ高率である。即ち内地の妊娠率は八九九%で、本島の同率九二%に比し二・一%の低位である。従つて内地の不妊率は本島より二・一%高く、内地の四十五歳以上の婦人は一割強(一〇・一%)の石女が存在してゐる譯である。而して不妊の責は總て妻にのみ負擔せしめ居るやの觀あれども、その一半は夫たる男の疾病が原因となつて居ることも考へられる。

内地に於ける妊娠の有無別状態を表章すると、次表の通りである。

□ 内務省調査による妊娠の有無別既婚女 (四十五歳以上)

種 別	種 別						
	全 島	臺 北 州	新 竹 州	臺 中 州	臺 南 州	高 雄 州	澎 湖 廳
實 數	六〇九	一七一	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
妊娠者	五五二	一七一	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六	一〇六
百分比	九二%	九二%	九二%	九二%	九二%	九二%	九二%
不 妊 者	七七	一〇四	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三	一〇三

2 妊孕回数

保健調査に於ける四十五歳以上の既婚者六、〇五九人中妊娠者五、五九一人に就き、其の妊娠度数を観察するに五回の者最多にして一割四分を占めてゐる。其の他一割に達してゐる度数分布は一割二分の六回、四回、三回の順序、一割一分に在るは二回分娩の者に限り、一割は七回妊娠者のみにして、妊娠二回乃至七回の六階級は總て一割を超過し、之を合一するときは七〇%を超過してゐる。次で八回の九%、一回の八%之に亞き、九回以上の者漸次減少して最多十七回(〇、〇二%)に達したるものあり、而して十一回以上を合算するときは四%であつた。

之を州廳別に観察すると、全島平均位と同じく五回を最多とするは新竹州を除き、其の他の州廳にして孰れも同様を呈する所である。只比率に於て多少の差異が認められる。就中高雄州は一八%を示して最高率、新竹州は一二%を以て最低率である。而して新竹州は全島平均最多回数より更に一回多き六回の一三%である。

分娩回数の多さは新竹州の十七回に達する者あり、之に反して臺南州は十三回を最多としてゐる。但し高雄州は六回以上を合一してゐるから、其の詳細は窺知することが出来ない。

一人平均妊娠率は五回三分に當つてゐる。

次に地方及び年齢(調査時に於ける)階級別妊娠回数を掲げて、其の詳述を委すこととする。

□ 地方及び年齢別妊娠回数

妊娠回数	1 全島									
	年									
四九歳	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
五〇歳	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
五五歳	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
五九歳	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
六〇歳	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
六四歳	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
六九歳	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
七四歳	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
七九歳	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
八四歳	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
以八五歳	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三
計	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三	一三

高雄州は妊娠六回以上者は之を合一して調査してゐるから本表より除外した。

第二 人口の生成

二四

七六五四三二一總	姪	孕	回	數	一一一一一一九八七六五四三	二一總	姪	孕	回	數	一一一一九八七六五四三二一總	2臺北州
	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回
回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回	回
4臺中州	四四 九五 歲	年			二二一一二三五四五三三三元七	3新竹州	四四 九五 歲	年			二二一一二三五四五三三三元七	2臺北州
毛四六六元元西	五五 四〇 歲				一一一十一四三三三三三三元元	毛三三	五五 四〇 歲	年			一五一三三三三三三元元	毛三三
毛三毛四元三西	五五 九五 歲				一一一一四五七三二三三六	毛三六	五五 九五 歲	年			一三一四七八六三毛三三三三	毛三六
三三三三三二公	六六 四〇 歲				一一一一一二六六三三八六三七	三八三	六六 四〇 歲	年			一三三六三三三三三三元三三	三八三
三三五八七〇四合	六六 九五 歲				一一一一一二三三三三七六九五六三	二七七	六六 九五 歲	年			一十一三六四八三三九七大兩三	二七七
一七〇三九五五毫	七七 四〇 歲				一一一一一二三三三三八一三三	二二二	七七 四〇 歲	年			一十一三三四五六八三七九毫	二二二
三六六三五八四究	七七 九五 歲				一一一一一二三三三三三三三	四三元	七七 九五 歲	年			一一一三四二一五三三三三三毛	四三元
一三三三一五二元	八八 四〇 歲				一一一一一二三三三三三三三	一一四	八八 四〇 歲	年			一一一三一三一四一六一三二三	一一四
一一一一一一五	以八 五上歲	齡			一一一一一二三三三三三三三	一一三	以八 五上歲	齡			一一一一一二三三三三三三三	一一三
一一一一一一一	計				一一一一一二三三三三三三三	二二七	計				一一一一一二三三三三三三三	二二七
全三三三三三西					一一一一一二三三三三三三三						一一一一一二三三三三三三三	二二七

姓 孕 回 數	一一一九八	姓 孕 回 數
同 回 數	四三二一〇	同 回 數
五 臺 南 州	一 五 零 四 零 歲 年	四 四 九 五 歲 年
五 五 四 〇 歲 年	一 一 五 三 五 元	五 五 四 〇 歲 年
五 五 九 五 歲 年	一 一 四 二 七 六	五 五 九 五 歲 年
六 六 四 〇 歲 年	一 一 三 一 七	六 六 四 〇 歲 年
六 六 九 五 歲 年	一 一 二 一 四	六 六 九 五 歲 年
七 七 四 〇 歲 年	一 一 一 一 三	七 七 四 〇 歲 年
七 七 九 五 歲 年	一 一 一 一 二	七 七 九 五 歲 年
八 八 四 〇 歲 年	一 一 一 一 一	八 八 四 〇 歲 年
以 八 五 上 歲	一 一 一 一 一	以 八 五 上 歲
計	三 元 三 四 七 八 六	計

姓 孕 回 數	一一一九八	姓 孕 回 數
同 回 數	三 二 一 〇	同 回 數
四 四 九 五 歲 年	一 三 一 三 七 四 元 七 零 一 四 二 六	四 四 九 五 歲 年
五 五 四 〇 歲 年	一 一 四 五 七 七 四 五 七 二 五 八 三 九	五 五 四 〇 歲 年
五 五 九 五 歲 年	一 一 三 一 七 四 一 二 三	五 五 九 五 歲 年
六 六 四 〇 歲 年	一 一 二 一 一 三	六 六 四 〇 歲 年
六 六 九 五 歲 年	一 一 一 一 一 二	六 六 九 五 歲 年
七 七 四 〇 歲 年	一 一 一 一 一 一	七 七 四 〇 歲 年
七 七 九 五 歲 年	一 一 一 一 一 一	七 七 九 五 歲 年
八 八 四 〇 歲 年	一 一 一 一 一 一	八 八 四 〇 歲 年
以 八 五 上 歲	一 一 一 一 一 一	以 八 五 上 歲
計	三 元 三 四 七 八 六	計

姓 孕 回 數	一一一九八	姓 孕 回 數
同 回 數	二 一 〇	同 回 數
四 四 九 五 歲 年	六 六 五 四 三 二 一 總	四 四 九 五 歲 年
五 五 四 〇 歲 年	六 六 五 四 三 二 一 總	五 五 四 〇 歲 年
五 五 九 五 歲 年	六 六 五 四 三 二 一 總	五 五 九 五 歲 年
六 六 四 〇 歲 年	六 六 五 四 三 二 一 總	六 六 四 〇 歲 年
六 六 九 五 歲 年	六 六 五 四 三 二 一 總	六 六 九 五 歲 年
七 七 四 〇 歲 年	六 六 五 四 三 二 一 總	七 七 四 〇 歲 年
七 七 九 五 歲 年	六 六 五 四 三 二 一 總	七 七 九 五 歲 年
八 八 四 〇 歲 年	六 六 五 四 三 二 一 總	八 八 四 〇 歲 年
以 八 五 上 歲	六 六 五 四 三 二 一 總	以 八 五 上 歲
計	三 元 三 四 七 八 六	計

姓 孕 回 數	一一一九八	姓 孕 回 數
同 回 數	二 一 〇	同 回 數
四 四 九 五 歲 年	六 六 五 四 三 二 一 總	四 四 九 五 歲 年
五 五 四 〇 歲 年	六 六 五 四 三 二 一 總	五 五 四 〇 歲 年
五 五 九 五 歲 年	六 六 五 四 三 二 一 總	五 五 九 五 歲 年
六 六 四 〇 歲 年	六 六 五 四 三 二 一 總	六 六 四 〇 歲 年
六 六 九 五 歲 年	六 六 五 四 三 二 一 總	六 六 九 五 歲 年
七 七 四 〇 歲 年	六 六 五 四 三 二 一 總	七 七 四 〇 歲 年
七 七 九 五 歲 年	六 六 五 四 三 二 一 總	七 七 九 五 歲 年
八 八 四 〇 歲 年	六 六 五 四 三 二 一 總	八 八 四 〇 歲 年
以 八 五 上 歲	六 六 五 四 三 二 一 總	以 八 五 上 歲
計	三 元 三 四 七 八 六	計

姪孕回數	8百分比	年齢	計
一一一四三四回	11.1	四四五歳	
一一一四三三回	11.1	五五四歳	
一一一四三二回	11.1	五九五歳	
一一一四三回	11.1	六六四〇歳	
一一一四三回	11.1	六九五歳	
一一一四三回	11.1	七七四〇歳	
一一一四三回	11.1	七七九五歳	
一一一四三回	11.1	八八四〇歳	
一一一四三回	11.1	八五上歳	
一一一四三回	11.1	計	
全島	11.1		
臺北州	11.1		
新竹州	11.1		
臺中州	11.1		
臺南州	11.1		
高雄州	11.1		
澎湖廳	11.1		

更に本島に於ける姪孕率を内地農村のそれと比較すると、大體の傾向は酷似してゐるが、主なる差異を摘録して見ると

姪孕回數	總數	實	静岡縣(宇都村)	山口縣(平川村)	秋田縣(富根村)	愛媛縣(清水村)	百分比
七六五四三二二一	100.0		三二五	三三三	三三三	三三三	100.0
平均姪孕回數			五三	五三	五三	五三	
回回回回回回回回回			一一一	一一一	一一一	一一一	
一一一			一一一	一一一	一一一	一一一	
一〇一			一一一	一一一	一一一	一一一	
一一一			一一一	一一一	一一一	一一一	
一一一			一一一	一一一	一一一	一一一	
一一一			一一一	一一一	一一一	一一一	

- 1 本島は五回姪娠者を多數とするに對し、内地は更に一回多き六回姪娠者を多數とし、其の比率も本島最高のものより一八%高く一五.四%を示してゐる。
- 2 本島は内地最高回數の六回者を次位とするに對し、内地は本島より二回寡き四回者を次位としてゐる、而して其の比率も本島より一.六%高い。
- 3 二回姪娠者の比率は内地は非常に低位である、即ち本島の一割一分に對し内地は七分の割合に當つてゐる。
- 4 五回姪娠者は彼我伯仲の間にありて、本島は最多回數なるに拘らず、内地は第三位である。
- 5 六回乃至九回姪娠者は内地多率であるが、十回以上に至つては本島を高率とする。
- 6 之を要するに、本島は比較的長期に亘り姪孕力が繼續してゐることが明かる。

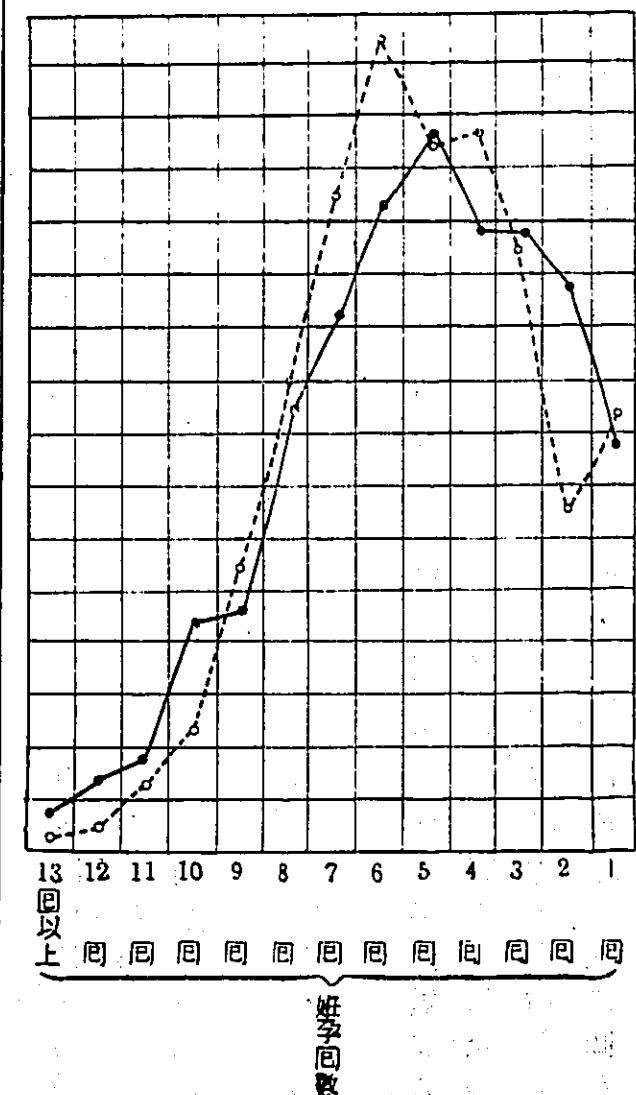
而して一人平均姪孕率は内地は本島より〇.一回低く、五.二回を示してゐる。
内務省調査に依る姪孕回數を調査地別に表示するときは、次表の如くである。

□内地に於ける姪孕回數 (四十五歳以上の既婚女)

妊娠回数	妊娠回数				百分比
	総数	實數	都道府県	市町村	
一回以上	一一一	一〇	山口縣(平川村)	秋田縣(富根村)	二二三五・六二
二回	一一一	一〇	福岡縣(宇列村)	山口縣(平川村)	一三・七一元五
三回	一一一	一〇	福岡縣(宇列村)	秋田縣(富根村)	一三・七一元五
四回	一一一	一〇	福岡縣(宇列村)	愛媛縣(清水村)	一三・七一元五
五回	一一一	一〇	福岡縣(宇列村)	愛媛縣(清水村)	一三・七一元五
六回	一一一	一〇	福岡縣(宇列村)	愛媛縣(清水村)	一三・七一元五
七回	一一一	一〇	福岡縣(宇列村)	愛媛縣(清水村)	一三・七一元五
八回	一一一	一〇	福岡縣(宇列村)	愛媛縣(清水村)	一三・七一元五

備考 十三回妊娠者なし。

今、本島對内地の妊娠率を圖示して、本項を結びたい。



五 乳兒哺育

本島に於て實施したる保健調査地域は概して農村山阪地であつた關係上、工場労働等に從事する女工などは殆んど存在せず、特に多數を占めてゐる婦人は福建系に屬してゐたから、一般に屋外作業に從事しない慣習があつて、多くは家事に從事する程度のものである、故に授乳に關しても別段何等の拘束もなく、而かも生母乳を與ふるもの大部分を占めてゐる。斯く哺乳上最良の要約にあるに拘らず、其の反面に乳幼兒死亡の高率なるは別に原因が包藏してゐなければならぬ。之は自然的原因の外に、母性としての教養の低劣、母性の病弱一般疾病率高さに徴して、多産に依る母乳の不足等も亦その一基因と見なければならぬ。

保健調査の成績に依ると、調査時に於て現に哺乳中の嬰兒四八三八人と、十五歳未滿の小兒五二、六三一人が乳兒期に於ける栄養方法別を調査した、之等五七、四六九人につき乳兒哺乳の方法を調べて見ると、最も優良なる母乳栄養に依るもの五三二九六人にして總數の九割三分の大半を占めてゐる、其の他乳母乳又は母乳兼乳母乳等人乳栄養に依るもの合一すると九五%に達してゐる。

本調査に於ける人工栄養の種類を擧げて見ると(1)牛乳、(2)牛乳兼煉乳、(3)煉乳、(4)煉乳兼米乳、(5)煉乳兼粥、(6)米乳等である。而して是等の人工栄養に依るものは甚だ僅少にして八・二%に過ぎない狀態である。就中煉乳最多にして四・六%に當つてゐる。

母乳兼人工栄養に依るもの、所謂混合栄養に屬するものは三〇%の低率にして、就中最多を示すは母乳兼煉乳(一七・九%)にして、母乳と米乳(四・七%)、母乳と牛乳(三・五%)等はその主なるものである。次に哺乳の状況を地方別に観察すると、次の如くである。

1 母乳栄養に依るもの 澎湖廳は九七%の最多率を占め、臺東廳も前廳と同比率を呈してゐるが継に低い。亞て高雄、臺中の兩州之に屬してゐる。

而して低位にあるは臺北、新竹の兩州で、この比率は孰れも八六%にして如上の高率地方に較べると一〇%の差減である。又花蓮港、澎湖兩廳の人乳栄養は、總て母乳のみに限られてゐる。

2 牛乳に依るもの 全體としても一各に過ぎない低率であつて、就中高率なるは花蓮港廳の五%を最とし、臺中州の一・五%之に亞き、母乳栄養を最多としたる澎湖廳には牛乳のみに依るもののが全くない。元來、本島農村の經濟狀態は實に貧弱で牛乳販賣所すら稀有である。

3 母乳兼煉乳に依るもの 臺南州の二・四%を最多とし、花蓮港、澎湖の兩廳之に亞いて高い。最低は臺中州にして三%の少率である。全島平均位は一・七・九%を示し、而かもこの平均以下にあるは右臺中州の外高雄、臺北兩州のみである。本島農村にあつては比較的煉乳の需用多きも之を哺乳用に供するものよりは、一般栄養品とする用途が多い傾向がある。

地方別乳兒栄養方法の詳細は、次表の如くである。

□乳兒期に於ける栄養方法(百分比)

栄 養 方 法	總		全 島	臺 北 州	新 竹 州	臺 中 州	臺 南 州	高 雄 州	臺 東 廳	花 蓮 港 廳	澎 湖 廳
	養 榮 乳 母	母									
母乳	73.8	73.8	73.8	73.8	73.8	73.8	73.8	73.8	73.8	73.8	73.8
母乳、米	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3	6.3
母乳、煉乳	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7	6.7
母乳、米、米	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1	5.1
母乳、米、米、米	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
母乳、米、米、米、米	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5	0.5
母乳、米、米、米、米、米	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
母乳、米、米、米、米、米、米	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

養 榮 乳 母	總							其 他	牛 乳 數	牛 乳 總 數	煉 乳 總 數	米 乳 總 數
	母	乳	米	米	乳	乳	母					
母乳	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3	14.3
母乳、米	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1	1.1
母乳、米、米	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
母乳、米、米、米	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
母乳、米、米、米、米	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
母乳、米、米、米、米、米	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
母乳、米、米、米、米、米、米	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1
母乳、米、米、米、米、米、米、米	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1	0.1

榮養方法	全島	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳
不 養 合 混	乳 母 乳、 煉 乳、 米 乳								
全島	一〇三	二一	一	三	一六一	二六一	二二	一	一〇三
臺北州	一一一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
新竹州	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
臺中州	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
臺南州	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
高雄州	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
臺東廳	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
花蓮港廳	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
澎湖廳	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一

□ 乳兒千中に於ける榮養方法

榮養方法	全島	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳
養 合 混	乳 母 乳、 煉 乳、 米 乳								
全島	一〇三	二一	一	三	一六一	二六一	二二	一	一〇三
臺北州	一一一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
新竹州	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
臺中州	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
臺南州	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
高雄州	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
臺東廳	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
花蓮港廳	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
澎湖廳	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一

養 合 混	乳 母 乳、 煉 乳、 米 乳								
全島	一〇三	二一	一	三	一六一	二六一	二二	一	一〇三
臺北州	一一一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
新竹州	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
臺中州	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
臺南州	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
高雄州	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
臺東廳	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
花蓮港廳	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一
澎湖廳	一	一	一	一	一〇一	九〇一	一〇一	一	一

本島には舊慣に依る養子制度ありて一般に行はれ、嬰兒を養ふ風習がある、而かもこの風習は比較的貧困者間に行はる結果、適當ならざる人工榮養等に依るもの多きは、これ又乳兒死亡を増加

せしむる一因と謂へる。而して養子縁組は嗣子なき場合の外、賣買婚に禍せられ、家女の配とするべく嬰兒中に之を養ふは、其の聘金の廉なるに歸因するものである。

今、本島に於ける養子の種別を略敍して見ると、

1. 養婿 家女に配する目的を以て他人の男子を養ふ場合。
2. 媳婦子 嗣子に配するため、他人の女子を養ふ場合。
3. 過房子 養家と同宗にて近親なる男兒を養ふて自己の子となすものにて、之は祖先の祭祀を繼承せしむることを主眼としたものである。
4. 蝶蛉子 異姓の養子で過房子と同じく、縁組によつて養家の實子と同一の身分を取得するものである。

5. 養女 自己の後繼又は子の妻となすを目的とせざる、一般に女子を養ふことを謂ふ。

六 離乳期

離乳の時期は乳兒の發育狀態を顧慮することが最も肝要である、故に各兒均一に所定することが出來ない、然れども大體生齒の狀態、乳汁以外の食品を欲求するや否やに依り離乳を行ふものである。我が國に於ては一歳前後の最適なることが、一般に知られてゐるやうである。

離乳期は小兒健康上極めて大切な時期である、乳兒死亡中消化不良等胃の疾患の多數なるは、本時期に於ける食品給與に關して缺陷のあることが明である。

今、本島農村に於ける離乳期を観察するに、餘りに長期に失する傾向がある。即ち保健調査を實施した十五歳未満者五六二三九人中、哺乳中の者八五四二人と、離乳期不詳の者一九六四人を除いた四五七三三人に對して、其の離乳期を見るに一年未満に於て離乳せしめた者は僅かに三%の少數であつて、三年半乃至四年に於て離乳した者と殆んど伯仲する少數に過ぎない。而して二年乃至二年半に於ける者最多を占め其の比率は二二%を示してゐる。亞て一年半乃至二年の者は約五分の一(10.5%)を占めてゐる。

之を要するに本島に於ける離乳期は二歳前後を多數としてゐて、餘りに哺乳期が長いのである。離乳期とは母乳又は牛乳等を全廢した時期を謂ふものにあらずして、主要栄養品として、此等を攝取するにあらざる時期を謂ふもので、本島の離乳期は主要栄養物として與ふるに非ざる時期までも若干包含してゐる傾向がある。

其の詳細を表示するときは、次表の通りである。

□離乳期

離乳期	實數	百分比	離乳期	實數	百分比
總	四百三十一	100.0	一年未滿	二三四	二二%
一年未滿	一百一十一	三三%	二年六箇月未滿	二二	二二%
一年六箇月未滿	一百一十一	三三%	三年六箇月未滿	一七	一七%
一年六箇月一二年未滿	九三	二六%	三年一三年六箇月未滿	一七	一七%

離乳期	實數	百分比	
		五年六箇月—六年未滿	六年以上
四年 四年六箇月—五年未滿	一一一	○七	○二
五年 五年六箇月未滿	一五二	○九	一〇

育兒期に於ける死亡高率なるは離乳時の栄養品の授與方が慎ることに基因してゐる。即ち消化器の疾患が主なる死因なるは、此の期間に在りて健康を支配する栄養品の不足又は過食、偏食等のため、胃腸の發育を害し、惹いては諸患發生の導火線となるものである。

更に地方別に依る離乳期の差異を觀察するに、全島平均と同じく二年乃至二年半を最多とするは高雄州とその他の三廳にして、新竹及び臺南兩州は一年乃至一年半を最多としてゐる。最多中長期なるは臺中州の三年乃至三年半である。而して新竹州及び臺東花蓮港の兩廳は比較的離乳期の早き地方で、臺北、臺中の兩州は之に反して遅い地方である。

次に男女に依る差異を見るに、男は女に比し幾分遅き傾向がある、今二年以内の離乳状態に従事すると男女の比は一四對一三をなしてゐる。

左に體性及び地方別小兒の離乳期を表示して、本項を擱かむとす。

□ 小兒の離乳期（實數）

離乳期	全島	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳
一年未滿（男）	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
（女）	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六	二六
二年未滿（男）	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
（女）	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六	一六
三年未滿（男）	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
（女）	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
四年未滿（男）	五	五	五	五	五	五	五	五	五
（女）	五	五	五	五	五	五	五	五	五
五年未滿（男）	三	三	三	三	三	三	三	三	三
（女）	三	三	三	三	三	三	三	三	三
六年未滿（男）	一	一	一	一	一	一	一	一	一
（女）	一	一	一	一	一	一	一	一	一

離乳期不明	七六年六箇月以未満以上								
（男）	男	男	男	男	男	男	男	男	男
（女）	女	女	女	女	女	女	女	女	女
離乳期不不明	七七年六箇月以未満以上								
（男）	男	男	男	男	男	男	男	男	男
（女）	女	女	女	女	女	女	女	女	女
離乳期不不明	七八年六箇月以未満以上								
（男）	男	男	男	男	男	男	男	男	男
（女）	女	女	女	女	女	女	女	女	女
離乳期不不明	七九年六箇月以未満以上								
（男）	男	男	男	男	男	男	男	男	男
（女）	女	女	女	女	女	女	女	女	女
離乳期不不明	七九年六箇月以未満以上								
（男）	男	男	男	男	男	男	男	男	男
（女）	女	女	女	女	女	女	女	女	女
離乳期不不明	七九年六箇月以未満以上								
（男）	男	男	男	男	男	男	男	男	男
（女）	女	女	女	女	女	女	女	女	女

第二 人口の生成

四〇

離 乳 期		全 島		臺 北 州		新 竹 州		臺 中 州		臺 南 州		高 雄 州		臺 東 國		花 莲 國		澎 湖 國	
哺 乳	中 男	女	男	四	國	五	國	六	國	七	國	八	國	九	國	十	國	十一	國
計	100.0	100.0	100.0	4.9	1.2	1.6	1.6	2.5	2.5	4.9	4.9	5.9	5.9	7.5	7.5	10.0	10.0	11.2	11.2

離 乳 期		全 島		臺 北 州		新 竹 州		臺 中 州		臺 南 州		高 雄 州		臺 東 國		花 莲 國		澎 湖 國	
離 乳 期	離 乳 期	全 島	臺 北 州	新 竹 州	臺 中 州	臺 南 州	高 雄 州	臺 東 國	花 莲 國	澎 湖 國	離 乳 期	離 乳 期	全 島	臺 北 州	新 竹 州	臺 中 州	臺 南 州	高 雄 州	臺 東 國
一 年 未 滿 男	一 年 六 簡 月 以 上 未 滿 男	三二	一四	二一	二三	三三	三一	三一	三二	二五	一 一 年 未 滿 男	一 一 年 六 簡 月 以 上 未 滿 男	二三	一四	一三	一三	二一	二一	一四

七年 計	四年 年六箇 未滿以上 未滿上	五年 年六箇 未滿以上 未滿上	六年 年六箇 未滿以上 未滿上	七年 年六箇 未滿以上 未滿上	八年 年六箇 未滿以上 未滿上	九年 年六箇 未滿以上 未滿上	十年 年六箇 未滿以上 未滿上	十一 年六箇 未滿以上 未滿上	十二 年六箇 未滿以上 未滿上	十三 年六箇 未滿以上 未滿上	十四 年六箇 未滿以上 未滿上	十五 年六箇 未滿以上 未滿上	十六 年六箇 未滿以上 未滿上	十七 年六箇 未滿以上 未滿上	十八 年六箇 未滿以上 未滿上	十九 年六箇 未滿以上 未滿上	二十 年六箇 未滿以上 未滿上	二十一 年六箇 未滿以上 未滿上	二十二 年六箇 未滿以上 未滿上
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男
100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0

七 妊娠、分娩、育児に関する風習

本島人は一般に敬神の觀念が篤く、其の結果過信に陥り、従つて種々の弊風が生じてゐる。今、其の一端を地方調査回次別に列記して見ると、次のやうな迷信的行爲が多いのである。而して大同道士を招聘して祈福をなし、呪符を貼つて他に移動する状態である。其の他物品を縛ることを忌み、小異の風習は之を省略した。

一 臺 北 州

〔第一回〕妊娠婦の處置と育児の方法は總て宗教的又は迷信的謬想の上に行はれてゐることが多くある。例へば妊娠婦があると屋内にある物の移動を忌み、自己を得ず移動せんとする場合には、道士を招聘して祈福をなし、呪符を貼つて他に移動する状態である。其の他物品を縛ることを忌み、

或は物を剪除することを爲さず、或は喪家の行ふ演戯を見す、或は夜間の外出を忌む等、之等の事實は必しも排すべきものではないが、荒唐無稽の謬見が主である。若じ之を犯すときは必ず胎神の崇を受け、自己の不幸を招くは勿論、新生兒にも危害を及ぼし、且つ畸形不具者を産むものと信じてゐる。

〔第二回〕比較的豊なる家庭の妊娠にありても、攝生を考慮することなく、一般家事に携はり毫も安靜を取らない、一面から之を見ると良習ではあるが、母性の保護から見ると過勞たるを免れない。分娩は寢室の土間に蓆を敷き、其の上に座して分娩するのであるが、別に助産婦の介助を受けず、只産に経験ある老婆の介抱あるのみである。故に初生兒は破傷風、産婦は產褥熱に罹ることがある。然れども産前の過勞にも拘らず分娩は極めて平易で、產褥熱に罹るものなども比較的少い状態である。

生兒八箇月頃より粥、獸魚肉を攝取せしむる風習がある、之は固形食は流動食餌より養分に富むと信じてゐるからである。

〔第三回〕分娩後の處置を見るに、嬰兒胎生中の皮膚脂肪及び粘液を清拭し、臍帶は麻糸にて三重に結紮し、臍より五六寸にて剪切する、嬰兒には産湯に浴せしむることなく、只全身に胡麻油を塗布するの外、別段消毒を行はない、尙生後直に甘草等を飲ましむるを普通とする。

育兒に關しては生後一年間は尤も細心なる注意を拂つて愛育する良風がある。特に三日目、七日目、一箇月、一箇年目は厄日と稱し、服薬又は外出を忌みて無難に力める。且つ平常にあつても八寶粉なる散薬を服せしめ、疾病を豫防する風がある。

2 新竹州

〔第一回〕産前には諸器物の移轉、家屋の建築等を忌避することは、臺北州の場合と同じく極度に嫌厭してゐる。

難産の場合は直に道士を招致し祈禱を修行し、鹽米類を產室に撒布して安産を祈る風習がある。

生兒には分娩後三日間は母乳を與へず、糖水又は藥草水を呑ましめる。

〔第三回〕産後脳貧血を惹起するは「暗身婆」なる鬼神の仕業なりと信じ、産婦を安靜平臥することを爲さず。若し平臥せしむる場合には「血攻心」を起すものと信せらる、實に惡習俗なりと謂ふべきである。

〔第一回〕妊娠は一般に祕する風あり、胎盤又は其の汚物は、從來河川池沼に放棄したが、近來警察の取締に依り之を埋没するに至つた。

〔第二回〕分娩後出血多量の場合にありても坐位を取らしめて、決して臥位を取らず、之は臥位と爲すときは此の儘死すること多しといふ誤信に依るものである。分娩後一箇月内は月内と稱し、夜間外出の場合には笠を被つて出づ、之れ不淨なるを以て神意を憚るものと信憑したるに依る。

3 臺中州

〔第二回〕上流階級に屬するものは、産後の授乳は母體の衰弱を來だす外、次の出産に強壯兒を得ざるの故を以て、専ら授乳を避け、人工營養にて哺育するを一種の矜となすの風がある。

5 高雄州

〔第二回〕臨産時には家人は朱仙娘なる女神を祀り、献燈供物を爲し、神名を唱へて安産を祈願する風あり。

其の他民間に於ける助産に就て、主なる缺點を指摘して見ると、次の如きものである。

民間助産法の主なる缺點

一 普通分娩は老婦人又は先生媽(在來の産婆)に依頼して産婆を招請することなし、只異常分娩に際してのみ有資格者を招聘する。

二 介助する老婦又は先生媽の爪は、本島の慣習として長きを欲する關係上自然に委かせ剪除することなく、加之ならず消毒を爲すことなし。

三 臨産には産室に稻藁を敷き尺餘の椅子を置き、之に産婦を腰掛けしめ、體を屈して壓責分娩せしむ、故に胎兒の回轉が困難となり、其の結果横位又は臀足位分娩に陥り易い。

四 生兒の眼目を洗滌することなし。

五 生兒出産後、其の両手を緊縛する風ありて呼吸不全を來し易し。

六 分娩後胎盤の娩出遲延し居る間、臍帶の結紮を行はざる結果、風邪に冒され易い。

七 脐帶結紮後使用する剪刀は不潔なるものにて、又禁紮する麻糸等は何等消毒することがない。

八 胎兒娩出後直に糖汁等を與ふるため、胃腸障害を釀しやすい。

九 分娩後母性に腹巻を行はず、故に往々出血を見る事ありで危險甚し。

一〇 産婦が脳貧血を起したる場合には平臥を嫌厭する風ありて、忌むべき轉歸を見るに至る。

一一 産婦の局部を清拭又は消毒することがない。

第三 乳兒死亡

一 総 説

死亡の乳幼兒期特に一歳未滿の乳兒期に多數なるは、列國その揆を一にする所であるが、本邦のやうに高率なるはその比値を見ない。而かも本島に在りては内地に比し又一段の高率である。本島人は母乳栄養の甚だ盛んであるにも拘はらず、尙かつ誕生期に於ける死亡高率を示してゐるのは、民族衛生上特に嬰兒哺育上に就て等閑視することの出來ぬ現象である。蓋し、乳幼兒の状勢を一瞥するときは、概ね一般衛生状態を察知することが出来るものである。即ち乳幼兒期に於ける保健増進は、乳兒の健全なる發育を企圖する計りでなく、國民健康の基調を確立して、ますく國民保健を進展向上に導くからである。

而して乳兒死亡に及ぼす社會的原因の要項を個條書きにして見ると

- I 社會的地位の影響……産業的變移、職業婦人の增加
- II 地理的の影響……風土、氣候
- III 築養的の影響……自然的栄養、人工的栄養、衛生的施設等、である。

二 乳児死亡率

死亡多ければ出生も亦從つて多數なるは自然の天則である、出生のみ獨り多數で死亡の少數を費ふことは望み得べからざることである。即ち死亡は出生とのバランスを見て結論が生れ來るのである。この意義から人口動態統計に依據して大正元年以降二十箇年間に於ける本島人の出生と、一歳未滿の乳児死亡の事實を考察して見やう。

出生率は最近二十箇年間逐年遞加の状勢を辿つてゐる。即ち現住人口千につき大正元年には四十二人を示してゐたが、同十年には四十三人に昇り、此の間多少の消長を認められるが、昭和元年に四十四人となり、爾來累年增加して最近同六年には四十七人といふ未曾有の高記録を作つた。即ちかく出生の逐歲好況を呈するは、保健衛生の向上發展の事實を、如實に數字的に證左したものであると謂へ得る。されば一面乳児死亡の状態も亦列國の状態と同じく相並立して比年減少の歸宿を觀るべき定理なるも、事實は全く之に反し累年却つて遞加の推移を示してゐる。即ち從來出生百分比中乳児の死亡割合を算出すると一割四分であつたものが、最近昭和六年には一割六分強に上つた逆現象を呈露した。之は民族の發展を圖る上に大なる問題である。之を要するに、出生率高きも亦死亡率従つて多しとせば、寧ろ出生死亡兩率とも低きを以て逆に勝れりとするものである。即ち算式で之を示すと之は $\frac{出生}{100} = \frac{死亡}{100}$ にして、自然増加率は孰れも一〇であると謂ふべきである。

今乳児死亡の詳細を表示すると、次表の如くである。

大正		昭和		各年出産と乳児(一歳未満)死亡	
年	人	年	人	出生(生産)	乳児死亡(一歳未満)
				実数	人口千につき
一九一〇	四三二	一九一〇	五三一	八七	一〇・一
一一	四三一	一一	五三〇	九一	一〇・二
一二	四三〇	一二	五二九	九六	一〇・三
一三	四二九	一三	五二七	一〇一	一〇・四
一四	四二九	一四	五二七	九九	一〇・五
一五	四二八	一五	五二七	九八	一〇・六
一六	四二七	一六	五二七	九七	一〇・七
一七	四二六	一七	五二七	九六	一〇・八
一八	四二六	一八	五二七	九五	一〇・九
一九	四二六	一九	五二六	九四	一〇・九
二〇	四二五	二〇	五二五	九三	一〇・九
二一	四二五	二一	五二五	九二	一〇・九
二二	四二四	二二	五二四	九一	一〇・九
二三	四二三	二三	五二三	九〇	一〇・九
二四	四二二	二四	五二二	八九	一〇・九
二五	四二一	二五	五二一	八八	一〇・九
二六	四二〇	二六	五二〇	八七	一〇・九
二七	四一九	二七	五一九	八六	一〇・九
二八	四一八	二八	五一八	八五	一〇・九
二九	四一七	二九	五一七	八四	一〇・九
三〇	四一六	三〇	五一六	八三	一〇・九
三一	四一五	三一	五一五	八二	一〇・九
三二	四一四	三二	五一四	八一	一〇・九
三三	四一三	三三	五一三	八〇	一〇・九
三四	四一二	三四	五一二	七九	一〇・九
三五	四一一	三五	五一一	七八	一〇・九
三六	四一〇	三六	五一〇	七七	一〇・九
三七	四〇九	三七	四九	七六	一〇・九
三八	四〇八	三八	四九	七五	一〇・九
三九	四〇七	三九	四八	七四	一〇・九
四〇	四〇六	四〇	四八	七三	一〇・九
四一	四〇五	四一	四八	七二	一〇・九
四二	四〇四	四二	四七	七一	一〇・九
四三	四〇三	四三	四七	七〇	一〇・九
四四	四〇二	四四	四七	六九	一〇・九
四五	四〇一	四五	四七	六八	一〇・九
四五	四〇〇	四五	四七	六七	一〇・九
四六	三九九	四五	四六	六六	一〇・九
四七	三九八	四五	四六	六五	一〇・九
四八	三九七	四五	四六	六四	一〇・九
四九	三九六	四五	四六	六三	一〇・九
五〇	三九五	四五	四六	六二	一〇・九
五一	三九四	四五	四六	六一	一〇・九
五二	三九三	四五	四六	七	一〇・九
五三	三九二	四五	四六	六	一〇・九
五四	三九一	四五	四六	五	一〇・九
五四	三九〇	四五	四六	四	一〇・九
五六	三八九	四五	四六	三	一〇・九
五七	三八八	四五	四六	二	一〇・九
五八	三八七	四五	四六	一	一〇・九
五九	三八六	四五	四六	〇	一〇・九

三 保健調査地の乳児死亡

本篇集輯の統計は、總て前叙のやうに衛生状態の不良なる保健調査地の成績であるから、生産百

中乳兒死亡の割合も全島平均に比し若干高率を認められる。即ち保健調査地に於ける同上割合は一六九%を示してゐる。而して保健調査施行の期間たる大正十年以降昭和六年の十一箇年間に於ける全島平均生産百中の割合は一六・一%であるから、保健調査地は約一%（一〇・八%）だけ高率である。之は保健調査地は前提として不健康地であつたから、當然乳兒死亡率も高率であることが肯かれる。語を換て、いへば乳兒死亡の多寡で衛生状態が推知せられるとも謂へ得るのである。

「1 性別」死亡に男の多數なることは一般的な現象にして、苟も大數觀察にあつては時と處とに依るも決して渝ることがない事實である。今本調査の結果に依るも男は生産百中十八人を占むるに對し、女は二人の低率にして十六人である。

「2 地方別」地勢の死亡に及ぼす影響は、主として其の氣象に因由するものである。之を保健調査の成績に徴すると、全島平均位（生産百中一六・九%）より低きは臺東廳の八・九%を最低位とし、新竹州の一三・四%位に亞き、臺北州の一四・四%の二州一廳である。花蓮港廳は二二・九%を示し、全島第一位の驚異に値すべき高率である。澎湖廳（一九・一%）、臺南州（一九・〇%）等之に屬してゐる。

如上の地方別歸嚮を熟思すると、乳兒死亡は單なる氣象關係よりも、他に主因子の伏在してゐることが認められる。其の大なるものに經濟的影響が光つてゐる様である。

地方別乳兒死亡を表示すると、次表の通りである。

□保健調査地に於ける生産及乳兒死亡

州廳	生		產		乳兒死		生產百中乳兒死亡の割合
	總數	男	女	總數	男	女	
全臺灣	三一八三	一七一五	一四六八	三六八六	二一〇二	一四九四	八・九
臺北州	一六五七	九三三一	七二四六	二三三三	一三〇〇	九〇〇〇	七・九
臺中廳	一七一六	八一〇九	九〇六七	一九一五	一〇九〇	八一〇九	五・九
新竹州	一七一六	八一〇九	九〇六七	一九一五	一〇九〇	八一〇九	五・九
新嘉坡廳	一四〇三	七五〇二	六五三一	一七〇〇	九〇〇〇	七五〇二	五・九
基隆廳	一四〇三	七五〇二	六五三一	一七〇〇	九〇〇〇	七五〇二	五・九
花蓮港廳	一七二三	九〇一五	八二一八	二三一五	一三〇〇	九〇一五	七・九
臺東廳	一七二三	九〇一五	八二一八	二三一五	一三〇〇	九〇一五	七・九
澎湖廳	一七二三	九〇一五	八二一八	二三一五	一三〇〇	九〇一五	七・九
連江廳	一一五三	六〇〇二	五五三一	一一七一	五九〇〇	六〇〇二	五・九
南投廳	一一五三	六〇〇二	五五三一	一一七一	五九〇〇	六〇〇二	五・九
嘉義廳	一一五三	六〇〇二	五五三一	一一七一	五九〇〇	六〇〇二	五・九
宜蘭廳	一一五三	六〇〇二	五五三一	一一七一	五九〇〇	六〇〇二	五・九
新竹廳	一一五三	六〇〇二	五五三一	一一七一	五九〇〇	六〇〇二	五・九
臺南廳	一一五三	六〇〇二	五五三一	一一七一	五九〇〇	六〇〇二	五・九
臺北廳	一一五三	六〇〇二	五五三一	一一七一	五九〇〇	六〇〇二	五・九
新竹廳	一一五三	六〇〇二	五五三一	一一七一	五九〇〇	六〇〇二	五・九
臺中廳	一一五三	六〇〇二	五五三一	一一七一	五九〇〇	六〇〇二	五・九
新竹廳	一一五三	六〇〇二	五五三一	一一七一	五九〇〇	六〇〇二	五・九
臺北廳	一一五三	六〇〇二	五五三一	一一七一	五九〇〇	六〇〇二	五・九
新竹廳	一一五三	六〇〇二	五五三一	一一七一	五九〇〇	六〇〇二	五・九
臺北廳	一一五三	六〇〇二	五五三一	一一七一	五九〇〇	六〇〇二	五・九
新竹廳	一一五三	六〇〇二	五五三一	一一七一	五九〇〇	六〇〇二	五・九
臺北廳	一一五三	六〇〇二	五五三一	一一七一	五九〇〇	六〇〇二	五・九
新竹廳	一一五三	六〇〇二	五五三一	一一七一	五九〇〇	六〇〇二	五・九

〔3 死因〕乳兒の死亡原因には特殊疾病的影響を受くることが夥しい、特に本島各地の不健康部落の成績であるため、一層偏在してゐる傾向が見へる。先づ主なる死因から舉げて見ると、第一位は流行病及び地方病の雑括とも稱すべきもので、總乳兒死亡の一割五分（一五・三・七%）を占めてゐる。第二位は幼兒に固有の疾患である、これは乳兒として當然の歸結であらう、この比率は乳兒死亡の約一割（九・三・八%）である。第三位は肺炎に因る死亡の八・一九%であつて、病名別としては本因が首位と見ることが妥當とすべきものである。前二死因は孰れも大體總括名稱であるからである。第四位は先天性弱質であつて、これも乳兒死因としては多數なことが肯かれる。第五位は胃の疾患、第六位は急性氣管支炎で、前者は七・七%後者は七・一%を示してゐる。第七位は不明の診断である、これは本島獨特の多率を示すものであらう、即ち多くは在來の醫生の診斷に依るもので、現代の醫學や、醫術に比しては醫師としては甚だ智識の淺薄なものであつて、其の死因病名ぞれ自體が如何なる疾患なるや想像し得ざる病名が付せられてあり、從つて死因分類に類別の出來ぬ程度のもので、已むなく不明の診斷として取扱つたものであつた。

に至大の資料を齎すものである。保健調査實施地の所管州廳別に、各乳兒死因の主なる疾病十種を抽出して之を検討して見やう。但し總括名稱である其の他の流行病、地方病、其の他の全身病の類の如きは、他の疾患とその選を異にするから、本項の考察は之を省略に附した。

今、主なる死因十種を列記して見ると、全島總平均に在りては(1)幼兒に固有なる疾患、(2)肺炎及び氣管支肺炎、(3)先天性弱質、(4)胃の疾患、(5)急性氣管支炎、(6)下痢及び腸炎、(7)搖搦、(8)マラリア、(9)腦膜炎、(10)破傷風であるが、州廳別に之を觀察すると全島平均死因と全く同軌にある地方なく、多少の差異が認められる。即ち其の異同を叙するときは次のやうである。

1 豐北州 全島平均死因と其の歸嚮を異にするはマラリア、破傷風の二種である。而して之に代はる疾病名は先天性微毒と麻疹とである。

2 新竹州 本州には主死因十種中に先天性弱質が包含せられてゐない、之は全島各州廳中異例とする處である。之に代はるものは腹膜炎である、本死因も主死因としてゐるは本州のみである。

3 臺中州 本州では搖搦に依る死因なく、之に代はるは慢性氣管支炎である。

4 臺南州 全島を渾一したる死因中搖搦、破傷風の二因を認めず、之に代はるは先天性微毒と慢性氣管支炎とである。

5 高雄州 平均主死因第十位にある破傷風に代はるは、流行性感胃である。

6 臺東廳 本廳には急性氣管支炎、搖搦、破傷風の三種に代はるは慢性氣管支炎、感胃、不慮の窒息である。而かも本廳は花蓮港廳と同じく死因名偏在のため、外因に依る窒息を編入したのである。

7 花蓮港廳 本廳の主死因は全島平均主死因と最も吻合せざる趨勢がある、かつ本廳の死因は大體偏曲である結果、已むを得ず總括的疾患をも挿入した。而して全島主死因中本廳に認めざるは急性氣管支炎、搖搦、腦膜炎、破傷風の四種で、其の代り脚氣、腎臟炎、感胃、其の他の地方病、傳染病等である。

8 澎湖廳 本廳は特殊地區である關係上主死因としては、甚しき逕庭なきも其の順位にありては他州廳と趣を異にしてゐる、而して本廳には搖搦、マラリア、腦膜炎の三種は主死因でなく、先天性微毒、感胃、黃痘が之に代つてゐる。就中感胃なる病名は元來死因名にあらず、之をして主死因とするは本廳の外、臺東、花蓮港の兩廳のみである。更に主死因を州廳別に區分して見ると

I 各州廳間共通の主死因……四種

- イ 乳兒に固有の疾患
- ロ 肺炎、氣管支肺炎
- ハ 胃の疾患
- ニ 下痢、腸炎(主として腸炎)

II 全島主死因中唯一州に限り編入せざるもの……一種

先天性弱質 (新竹州)

- III 全島主死因中二州にのみ編入せざるもの……三種
- イ 急性氣管支炎 (臺東廳、花蓮港廳)
- ロ マラリア (臺北州、澎湖廳)

ハ 腦膜炎 (花蓮港廳、澎湖廳)

III、全島主死因中三州廳にのみ發現したるもの……二種

イ 搖搦

(臺北州、新竹州、高雄州)

ロ 破傷風

(新竹州、臺中州、澎湖廳)

ハ 感冒

(臺東廳、花蓮港廳、澎湖廳)

I、三州廳が主死因としたるもの……三種

イ 先天性黴毒

(臺北州、臺南州、澎湖廳)

ロ 慢性氣管支炎

(臺中州、臺南州、臺東廳)

ハ 流行性感冒

(臺東廳、花蓮港廳、澎湖廳)

II、單に一州廳が主死因とした特種のもの……八種

イ 麻疹

臺北州

ロ 腹膜炎

新竹州

ハ 流行性感冒

高雄州

ニ 腳氣

花蓮港廳

ホ 腎臟炎

臺東廳

ヘ 黃疸

澎湖廳

ト 窒息

臺東廳

チ、其の他の地方病、傳染病、花蓮港廳

以上主死因に關して、其の概要を分説せむとす。

「1 幼兒に固有なる疾患」本病は大體總括的名稱であるが、乳兒に最多なることは首肯せられる。全島平均死因としては第一位にあれども、州としては臺南州の一割二分、廳としては臺東廳の二割二分を占めて各一位を示してゐるに過ぎない。第二位とする地方は花蓮港廳(七八%)のみである。臺中、澎湖の一州一廳では第三位を占めてゐる。最下位に置くは新竹州(一四%)の第八位である。

「2 肺炎、氣管支肺炎」全島平均主死因と同じく第二位に置くは臺北州(八一%)と臺東廳(七〇%)のみで、臺中州(一三六%)と、花蓮港廳(一六八%)とは孰れも首位としてゐる。新竹、高雄の兩州は第三位を示し、臺南州の第七位を最低位としてゐる。由來本病は一般死亡原因中の首位を占め、最近昭和五年の事實に徴すると一八%に騰つてゐる。臺東廳に在りては總死亡者の二割強(二〇.五%)を占め、其の他の臺中、臺南、高雄の三州は孰れも一九%を示してゐる。唯澎湖廳のみは七四%の低率である。之を要するに本病は北部、澎湖列島には低率なるも、其の他の地方には遍く分布せられてゐることが明かる。臺南州に在りては一般死因としては首位であるが乳兒死因としては甚だしく低く過ぎる。

「3 先天性弱質」本死因は一般死亡に於ても第四位にある疾患にして、乳兒に限られたる死因としては寧ろ高率に感ぜられる。臺北、高雄兩州に在りては孰れも本病を首位とし前者は一割八分、後者は一割三分の高率である。地方別乳兒主死因中に本病を認めざるは新竹州のみである。本州には比較的醫生の普及してゐる結果、本病は多く搖搦として取扱はれる傾向が見へる。即ち本州の搖搦は二割六分強で、而かも第一位を占めてゐる事實に徴して首肯することが出来る。茲に奇とするは東海岸地方と澎湖廳には本死因が比較的低率なることである。之は死產と看做して或は處理する

ものにあらざるか容疑なしとせず。

〔4 胃の疾患〕 本病を首位とする地方なく、新竹、臺中、高雄の三州は孰れも第二位として一割乃至一割二分の高率を呈して各地方一律に多數である。其の他の各州廳は孰れも第五位以下にして花蓮港廳の四・一%を最少としてゐる。

一般死亡に於ける、本病は第九位にして腸の疾患より遙に低い死因である。之に由つて考察すると育兒上の缺陷なることが明かる、由來本島人は消化器能の發達せざる中に食物を與ふる弊あるは痛嘆するところである。

而して胃、腸兩病の關係を見ると、胃と腸疾患との度數分布状態は相反してゐる傾向がある。即ち胃病を第二位に多數とする新竹、臺中兩州の歸嚮を見るに孰れも腸病を第六位としてゐる。又本病を第九の低位とする花蓮港廳にては腸疾を第三位の高率としてゐる。本二死因の軽重なきは臺北、臺南兩州などである。

〔5 急性氣管支炎〕 本病を主死因とせざるは臺東、花蓮港兩廳の東部地方に限られてゐる。臺南州は第二位の最多死因を爲してゐる。一般死亡に在りては第八位であるから乳兒死亡率は甚だ高率と謂へる。而かも當夏に惠れてゐる本島に在りて第五位までに肺炎と共に主死因として呼吸器疾患の多數なるは氣温の激變に依る結果とはいへ、哺育監督の周到ならざる人爲的缺陷と見られる。

〔6 下痢、腸炎〕 本死因の歸趨は全く模糊としてゐる、即ち全島各州廳孰れも主死因としてゐるが、全島の順位としては甚だ低い。元來一般死亡順位にありては第二位である、特に臺南、高雄の兩州と、臺東、澎湖の兩廳とでは孰れも首位に座してゐる。乳兒死因としても澎湖廳は二割一分強

の多數を占めて勿論首位である、最も本死因は乳幼兒級に多率のものである。最近の死因比率を見ると、總死亡の一六・五%を占めてゐて、一歳未満の乳兒級では二一・三%に上り、更に一歳以上二歳未満者に於ては四〇・八%に上昇してゐる。

〔7 搗掘〕 本病は俗に「引付け」と稱する小兒病の症狀であるから、死因として病名を成すや否やは疑問であるが、本島在來の醫生の開業多き地方には、未だ可なり之が死因を見る状況である。前叙のやうに新竹州に在りては首位を占め、其の比率二割六分強を示してゐるから、病名自體は兎に角研究に値するものである。又臺北州に在りては先天性弱質及び肺炎に亞て第三位の主死因である、高雄州にありては第七位の多數である。然れども本病は醫生外の醫師の診斷では、多くは脳膜炎、其の他に編入するものならむ乎、故に醫生の開業なき東海岸二廳管内の死因には、本病名を掲げたものが全く絶無である。

〔8 マラリア〕 本島を稱ふる時、マラリアを聯想したる時代は今や全く過去に歸した。これは防遏衛生に於て善處したる効績に外ならない、本病の死因は改隸以來明治四十四年に至るまでは例年總死亡中の首位を占めてゐたのであるが、大正元年乃至同三年は第二位に下つて、下痢、腸炎が第一位に代つた、同四、五の兩年には又反撥してマラリア第一位に復歸したが、同六年以降には各年本病の死亡漸減し、最近昭和五年に於ける死因順位は第七位に低下した。乳兒死亡にあつては第八位であるが、之を地方別に觀察して見ると臺東廳は第三位、花蓮港廳は第四位であつて、東海岸地方には未だ相當跋扈してゐる情勢である。其の他本病を主死因中に認めざるは臺北州と澎湖廳だけであるから、本病の制遏には一層努力を要することを痛感してやまない。

〔9・脳膜炎〕最多死因十類中に本疾患の編入を見ないのは花蓮港、澎湖の兩廳のみである。本病は一般死亡十種中には編入してゐないから、全く小兒病である。其の比率を見ると新竹州の五三%を最多とし、一六%の臺東廳が最低位である。

〔10・破傷風〕本病を主死因としてゐるは新竹、臺中の兩州と澎湖廳とである。就中澎湖廳の本病は第二位を占め、一割二分強の高率を示してゐる。

次に各州廳に於ける乳兒死因の主死因を表章すると、左表の如くである。

□地方別乳兒主死因十種の順位並に千分比（括弧内数字は順位）

順位	全島	臺北州	新竹州	臺中州	臺南州	高雄州	臺東廳	花蓮港廳	澎湖廳
一	幼兒に固有なる疾患	(2)	(5)	(3)	(1)	(3)	(1)	(2)	(5)
二	肺炎、氣管支肺炎	(3)	(5)	(3)	(1)	(3)	(1)	(2)	(5)
三	先天性弱質	(4)	(6)	(4)	(2)	(4)	(2)	(3)	(6)
四	胃の疾患	(5)	(7)	(5)	(3)	(5)	(3)	(4)	(7)
五	急性氣管支炎	(6)	(8)	(6)	(4)	(6)	(4)	(5)	(8)
六	下痢、腸炎	(7)	(9)	(7)	(5)	(7)	(5)	(6)	(9)
七	腦膜炎	(8)	(10)	(8)	(6)	(8)	(6)	(7)	(10)
八	其他の地方病	(9)	(5)	(9)	(1)	(9)	(1)	(8)	(5)
九	先天性徵	(10)	(1)	(10)	(2)	(10)	(2)	(9)	(1)
十	マラリア	(1)	(2)	(1)	(3)	(1)	(3)	(2)	(1)

漫性氣管支炎	三	二	一	二	三	一	二	三	一
感音膜炎	二	一	一	二	三	一	二	三	一
黃疸	一	一	一	一	二	一	一	二	一
腎炎	一	一	一	一	二	一	一	二	一
腹膜炎	一	一	一	一	二	一	一	二	一
脚氣	一	一	一	一	二	一	一	二	一
窒息	一	一	一	一	二	一	一	二	一
慢性鼻炎	一	一	一	一	二	一	一	二	一
瘡瘍	一	一	一	一	二	一	一	二	一
瘻瘍	一	一	一	一	二	一	一	二	一

上叙の主なる死因比率は、不明の診斷の多數なる結果各死因とも若干低きに失してゐる。即ち臺北州は一〇四四人の乳兒死亡中二四三人(二割三分)は病名不詳のものである。又臺東廳は五割八分、花蓮港廳は六割の過半が不明の診斷である。而かも之等は總て病名不明のものにあらずして、臺州の如きは主治醫師に醫生多きため、死因病名の全然不明なるものと、他は病名としては明かなれども體性又は年齢等の關係から考察するときは、死因として知了し得ざる程度のものが多いのである。又東海岸地方の六割内外を占むる不明の診斷は、事實平地蕃人部落の狀態にして醫療機關の影響に依るべきも、元來蕃人は進んで醫療を請ふもの寡少なるに基因するものである。

蓋し死因の多寡を觀察するには、不明の診斷數を考慮することを遺忘してはならぬのである。次に保健調査地に於ける乳兒死亡の詳細を表章するときは、次表の如くである。